

「学校いじめ防止基本方針」
&
「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」



平成26年1月施行

平成30年4月改訂

令和5年11月改訂

北海道旭川西高等学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

■「学校いじめ防止基本方針」

（第13条）学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

（第22条）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該

学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成

されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 いじめの理解

（1）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめ」→「どんな理由があろうとも絶対に許されない」との認識
- ・「いじめ」→「ささいなことでも、苦痛を感じたら、それはいじめである」との認識
- ・「いじめ」→「いじめを受けた生徒を守るために学校全体で問題を克服する」との認識
- ・「いじめ」→「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめ」→「未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

（2）いじめの定義（調査を行う際の判断基準）

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

*ポイント1 「心身の苦痛を感じた」とする生徒の気持ちを重視する。

*ポイント2 「一定の人的関係」とは、学校や市町村の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒と何らかの関係がある生徒を指す。

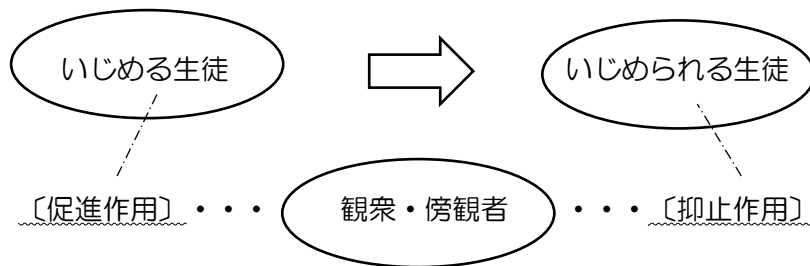
*ポイント3 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

*ポイント4 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする。

*ポイント5 インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気づかず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応をします。

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

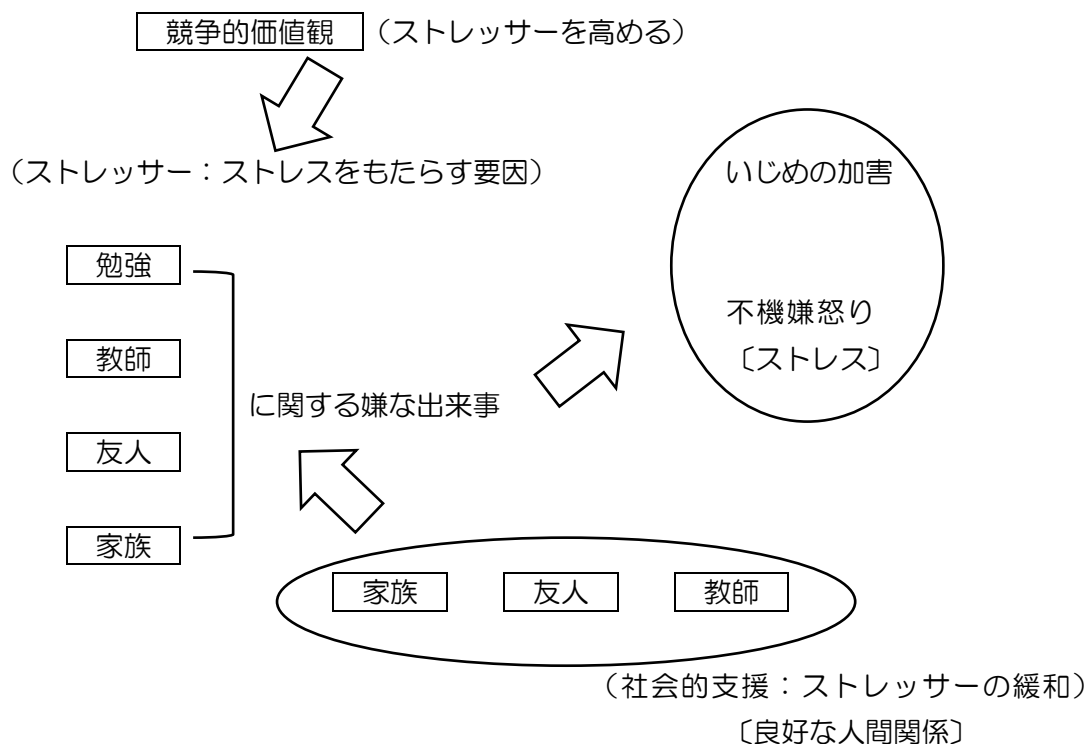


② いじめの動機（出典：東京都立研究所）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろな事を晴らしたい）

〔参考例：いじめの背景にあるストレス等の要因について〕

＊いじめ加害に向かわせる要因間の関係モデル（出典：国立教育政策研究所）



(4) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌が

らせ、暴力、たかり、使い走り など

(5) いじめの解消

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ・ 「いじめの解消」状態とは、少なくとも次の①②が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 「いじめの解消」を判断する時点において、生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・ いじめ解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、いじめ対策委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

- ・ いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には解消し得ない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

- (1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）・・・・・・別紙1を参照
- (2) 緊急時の組織的対応（いじめを認知した場合の対応）・・・・別紙2及び別紙3を参照

4 いじめの予防

学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め、互いに支え合うことができるような取組等を充実させ、いじめを「しない」、「させない」「許さない」集団作りに努めていく。また、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように努める。

(1) 学習指導の充実

- ・ 規範意識、帰属意識を互いに高め、人格が尊重される集団づくり
- ・ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、主体的に参加・活躍できる授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ ボランティア活動の充実
- ・ 生命（いのち）の安全教育の推進

(3) 教育相談の充実

- ・ スクールカウンセラーによるカウンセリングの定期的な実施（毎月2回程度）
- ・ 個別面談の定期的な実施（5月、10月）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の啓発
- ・講演会等の開催
- ・性の多様性に関する理解の深化と適切な支援

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・関係機関との連携によるインターネット上のトラブル防止教室の実施

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・保護者懇談等におけるいじめの実態調査結果や対応方策等の説明
- ・ヤングケアラー等「多様な背景を持つ生徒」に対して、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者・地域と連携した組織的な取り組みの充実
- ・学校公開の実施

(7) 居場所づくり、絆づくり

- ・授業や行事の中でどの生徒も落ち着ける場所づくり
- ・主体的に取り組む協働的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる場づくり

5 いじめの早期発見

生徒のささいな変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知し、「いじめ見逃しゼロ」に努める。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

(2) 「いじめられている生徒」・「いじめている生徒」のサインを見逃さない・・・別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン・・・別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・専門カウンセラーの設置・生徒や保護者への周知
- ・「SOSの出し方に関する教育」の推進

(5) 定期的調査の実施

- ・「いじめ」アンケートの実施（5月、10月）
- ・アンケート調査における生徒のSOSの発信に対しては教職員等が迅速に対応する。

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力

で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| • 安全・安心を確保する | • 心のケアを図る |
| • 今後の対策について、ともに考える | • 活動の場等を設定し、認め、励ます |
| • 暖かい人間関係をつくる | |

イ 「いじめている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| • いじめの事実を確認する | • いじめの背景や要因の理解に努める |
| • いじめられている生徒の苦痛に気付かせる | • 今後の生き方を考えさせる |
| • 必要がある場合は懲戒を加える | |

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| • 自分の問題として捉えさせる | • 望ましい人間関係づくりに努める |
| • 自己有用感が味わえる集団づくりに努める | |

(3) 保護者への対応

ア 「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- | |
|---------------------------------|
| • じっくりと話を聞く |
| • 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す |
| • 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める |

イ 「いじめている生徒」の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- | |
|--------------------------|
| • いじめは誰にでも起こる可能性がある |
| • 生徒や保護者の心情に配慮する |
| • 行動が変わるためには保護者の協力が必要である |

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- | |
|-----------------------------------|
| • 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む |
| • 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある |
| • 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す |

(4) 関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

- 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

イ 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

- ・犯罪等の違法行為がある場合
- ウ 福祉関係機関との連携
- ・家庭での養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- エ 医療機関との連携
- ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめ

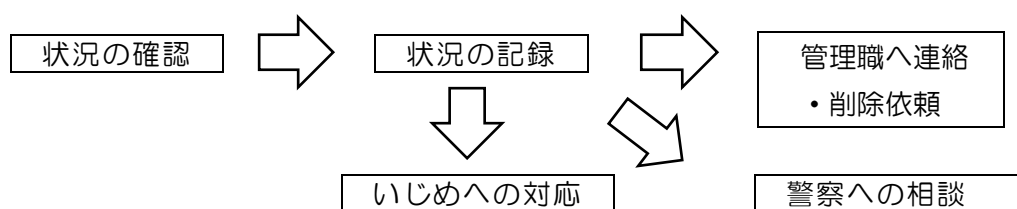
- ・「文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する」
- ・「特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする」
- ・「掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する」など 〔犯罪行為〕

(2) ネットいじめの予防

- ア 保護者への啓発
- ・フィルタリングの推進
 - ・保護者の見守り
- イ 情報教育の充実
- 「教科情報」における情報モラル教育の充実
- ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ア ネットいじめの把握
- ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対処（別紙3－1及び3－2を参照）

(1) 重大事態・緊急事態の発生

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間の欠席が30日を目安とする。
- ・連続した欠席の場合は、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

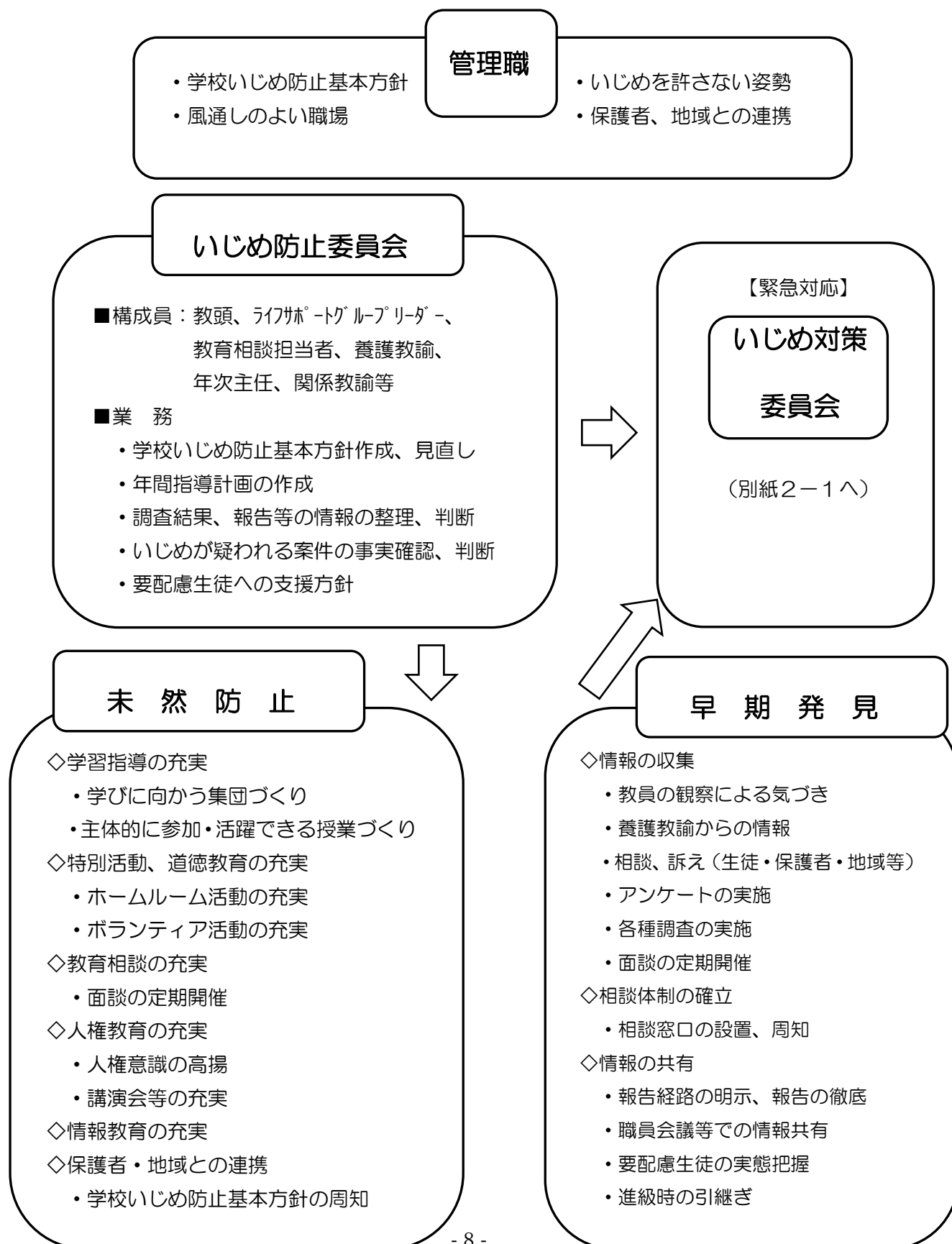
(2) 重大事態時の報告・調査協力

別紙3-2参照

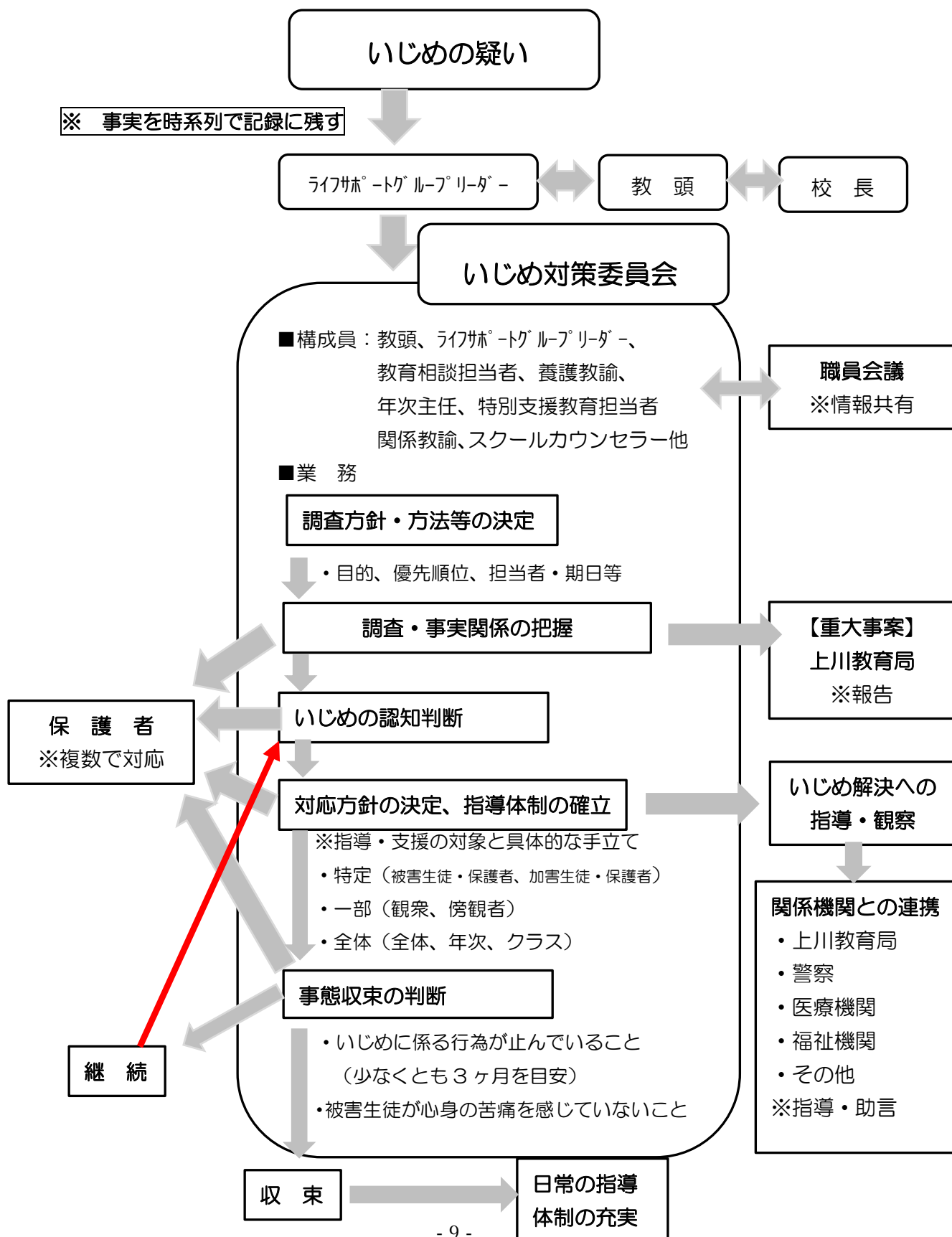
9 年間計画の策定と計画的な取組

期	月	「いじめ防止委員会」	その他 全職員（生徒会）での取組
前期	4月	・いじめ未然防止への取組内容の検討・確認 ・望ましい集団づくりのための取組内容検討 ・教育相談の取組内容の検討 ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討	・関係機関担当者の把握・確認 ・いじめ等問題行動方針の保護者への説明（入学式・PTA 総会） ・いじめ撲滅の活動（生徒総会） ・元気チェック
	5月 6月		・いじめアンケート ・下宿生指導
	7月	・夏季休業前の取組反省と休み明けの取組検討	
	8月		・元気チェック ・夏季休業中の生徒の情報交流
	9月	・前期の取組反省と後期の取組検討	
後期	10月	・教育相談の取組内容の検討	・いじめアンケート ・元気チェック
	11月 12月	・冬季休業前の取組反省と休み明けの取組検討	
	1月		・冬季休業中の生徒の情報交流
	2月	・後期の取組反省と次年度の取組検討	・元気チェック
	3月		・1年間の反省（生徒会）
定期的取組		・定例職員会議及び朝の打合せ時における生徒についての情報交換 ・教育活動全般を通じた道徳教育の充実 ・毎日の生活の反省（帰りのホームルーム時） ・教育相談 ・毎月のスクールカウンセラー面談	

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

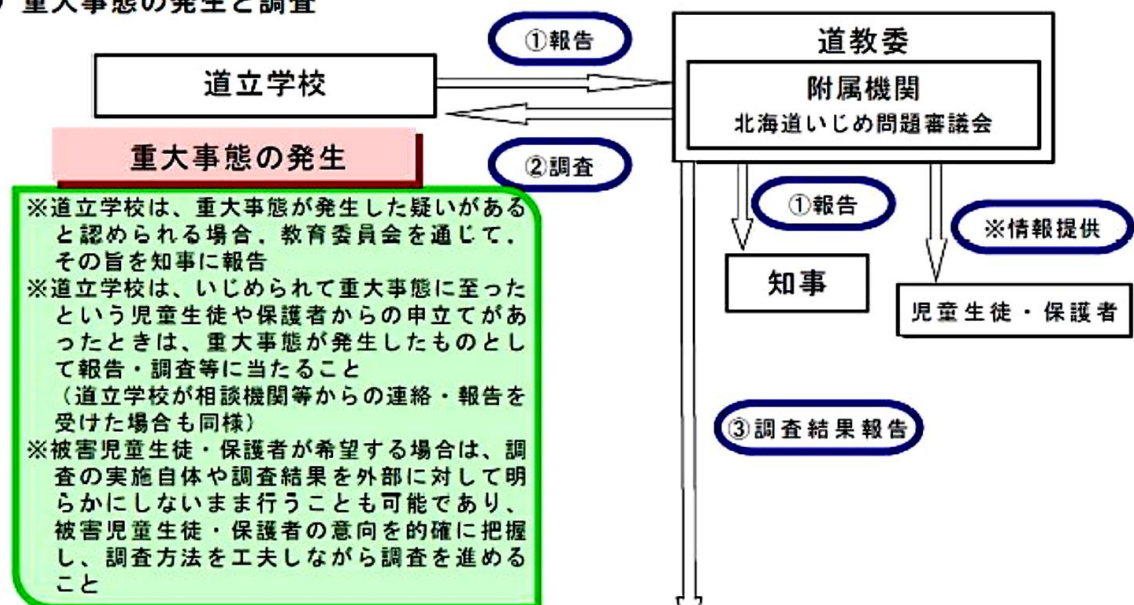


「いじめの疑い」のある場合における組織対応（校内体制）



重大事態・緊急事態時の組織対応（関係機関との連携体制）

○ 重大事態の発生と調査



○ 知事による再調査

② 調査について

重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り明確にすること

※ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、道立学校や道教委が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

いじめの程度に応じた対応（例）

□ 被害児童生徒への対応例

■ 加害児童生徒への対応例

		加害児童生徒の行為の重大性の程度							
		低  高							
被害児童生徒が感じる心身の苦痛の程度 	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動		故意で行った言動		
					暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う	
	低	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	□ ■ 経過観察、定期的な声掛け □ ■ 気持ちの受容、本人のよさを伝える ■ 人を傷つける言動について指導 □ ■ 経過観察、声掛け	□ 心のケア ■ 絶対に使ってはいけない言葉への指導、謝罪の場の設定 □ ■ 経過観察、声掛け	□ 心のケア、SCの面談 ■ 暴力は絶対に許されないことを指導、謝罪の場の設定	□ 経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談 ■ 経緯の聴き取り、行為への指導	□ 経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談、外部相談機関の紹介 ■ 経緯の聴き取り、別室指導 □ ■ 学校サポートチーム会議の開催	
	中	継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置できる程度のけが	□ 相手の言動の意図を説明、SCの面談 ■ 相手の気持ちの説明	□ SCの面談 ■ 不適切な言動への指導	□ SCの面談 ■ 絶対に使ってはいけない言葉への指導、謝罪指導	□ SCの面談 ■ 怒りの対処法指導	□ SCとの継続的な面談 ■ 複数の教員による指導、監督 □ ■ 複数の教員による経過観察	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■ 警察や児童相談所等との連携による指導 □ ■ PTAの協力連携、地域住民との連携
高	登校渋り	医療機関で一回治療する程度のけが	□ 家庭訪問	□ ■ SSW等の活用	□ ■ SSW等の活用 ■ 外部専門家との連携、医療、福祉機関等との連携	□ ■ SSW等の活用 ■ 外部専門家との連携、医療、福祉機関等との連携	□ ■ SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 □ ■ 学校サポートチーム会議の開催	□ ■ SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 ■ 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 □ ■ いじめ対策保護者会開催	
	重大事態		□ ■ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づき対応 □ ■ いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査 □ ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 □ ■ 再発防止策の策定、実施 ※重大事態かどうかの判断は、加害児童生徒の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害児童生徒が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害児童生徒や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。						

※被害・加害児童生徒の保護者への連絡は必須

※SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

※ 上記は、対応例であり、「いじめ対策委員会」において、被害・加害児童生徒の状況及び保護者等の意向等に応じて判断します。

別紙4

1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる